



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 27日

静岡市長 殿

提出者

住 所 静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
氏 名 株式会社 巴川コーポレーション
総務コンプライアンス統括室長
齊藤 秀彰
電話番号 054-256-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 巴川コーポレーション
事業場の所在地	静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学
②事業の規模	19,347,526千円
③従業員数	323名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	*燃えやすい廃油→委託処理（焼却、燃料化） *廃酸→委託処理（中和・エマルジョン） *廃アルカリ→委託処理（中和・エマルジョン） *感染性廃棄物→委託処理（焼却）

(日本工業規格



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

最高経営層 : 代表取締役社長
 ↓
 マネジメントシステム管理責任者 : 総務コンプライアンス統括室長
 ↓
 廃棄物担当部門 : 総務コンプライアンス統括室
 ↓
 廃棄物管理部会 : 事務局を総務Tに置く。
 事業部・本部単位で廃棄物管理責任者を任命。
 毎月、廃棄物の処分実績を報告。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸（含む有害物質）
	排 出 量	176.680 t	4.510 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	排 出 量	1.780 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 燃えやすい廃油が有価取引となるよう、再生業者の探索中。又、排出部門には再利用できそうな廃溶剤は、一次洗浄に再使用するなど、排出量を減らす取り組みを依頼。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸（含む有害物質）
	排 出 量	170.000 t	4.500 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	排 出 量	1.700 t	0.050 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き燃えやすい廃油（廃溶剤）の再生化を検討していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出部門には再利用できそうな廃溶剤は、再度洗浄に使用するなどの取組を依頼し、処分量の削減に努めるよう依頼をした。少量だが、有価取引を開始した廃溶剤があり、多少排出量削減に繋げられた。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃えやすい廃油（廃溶剤）の削減を推し進める為、多数の有価買取業者に評価依頼をし、処理量の削減を進める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—		—
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 該当なし。				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—		—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 該当なし。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—		—
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 該当無し。				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—		—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 該当なし。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 該当なし。			
② 計画			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
○	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸（含む有害物質）
○	全処理委託量	176.68 t	4.510 t
○	優良認定処理業者への処理委託量	176.68 t	4.510 t
○	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
○	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
○	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
○	全処理委託量	1.780 t	0 t
○	優良認定処理業者への処理委託量	1.780 t	0 t
○	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
○	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
○	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 処理委託先業者の実地確認の実施。 電子マニフェストの実施。			

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸（含む有害物質）	
	全処理委託量	170.000 t	4.500 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	170.000 t	4.500 t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	
	全処理委託量	1.700 t	0.050 t	
(今後実施する予定の取組) 分別の強化による有価化の促進。 処理委託業者の探索。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 <small>(ヨリ塩化ビニル廃棄物を除く。)</small>	183.150 t		
	(今後実施する予定の取組) 導入済み			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。